

悪質な無許可業者による被害の実情と対策

令和2年7月豪雨の被災地（熊本）からの報告と提言

法テラス熊本法律事務所

弁護士 田中秀基 （熊本県弁護士会）



1. はじめに

令和2年7月豪雨災害により熊本県南部の球磨川流域は甚大な被害を受けた。熊本県では、死者67名、行方不明者2名、全壊1709世帯、半壊3865世帯等¹⁾（熊本県危機管理防災課・令和4年3月31日時点）の被害が出ており、合計1216戸、2664名の方々が未だに応急仮設住宅等において生活されている²⁾（熊本県健康福祉政策課・令和4年5月31日時点）。他方、公費解体は順調に進んでいる。公費解体の解体完了率は99.9%であり³⁾（熊本県循環社会推進課・令和4年3月31日時点）、着実に復旧・復興の歩みを進めている。

そういう中で、熊本県南部の人吉市・球磨村等を中心に、建設業許可のない業者（以下「無許可業者」という。）による建物の新築・リフォーム被害が相次いでいた（なお、被災地の自治体職員や弁護士等の粘り強い対応により、現在は被害が止んでいる状況である。）。詳細は後述するが、無許可業者を指導監督する熊本県はその被害を認識していながら、有効な対応ができず、最近まで被害の発生が止まらない状況であった（なお、熊本県の各担当者は、現在の運用の中でなし得る活動をされてきたことは最初に指摘しておく。）。筆者も被災地での法律相談を担当する中で、悪質な無許可業者による被害の相談を何度も聞き、行政に対し必要な監督権限の行使を求めてきたが、その中で、被災地における無許可業者に対する指導監督上の制度的な課題があることに気が付いた。

悪質な無許可業者は被災地を転々とし、各地で被害を発生させてきたおそれがある。業者にとって被災地での復興・復旧工事には「旨味」があり、かつ、杜撰な工事等をして行政の指導監督権限が行使されな

いことを経験上知っている節がある。今後、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震等による被害は令和2年7月豪雨災害の比ではない。その際の新築・リフォームの被害もより規模が大きく、かつ、深刻なものとなることが予想される。そこで、令和2年7月豪雨の被災地で感じた課題を共有し、一定の提言をするべく、今回、寄稿した次第である。

2. 被災地で発生していた被害

被災地において発生していた悪質な無許可業者による被害は主として2つであった。

1つは、工期の遅れが各現場で常習的に繰り返されていた被害である。無許可業者が建物の新築・リフォーム工事を請け負い、代金を全額受領しながら、工期を大幅に過ぎても工事を完成させず、かつ、そのような大幅な工期の遅れが複数の現場で常習的に繰り返されていた。

もう1つは、施工不備が各現場で常習的に繰り返されていた被害である。無許可業者が建物の新築・リフォーム工事を請け負うが、完成した建物には施工不備があり、かつ、そのような施工不備が複数の現場で常習的に繰り返されていた。

以下、具体的な事例を紹介する。

（1）常習的な工期遅延

50代の被災者のケースである。A業者は遅くとも令和2年11月末頃には別の現場において施工が遅れるようになっていた。当該被災者はそのような事情を知らなかった。A業者は被災者の住む仮設住宅を訪問して勧誘し、一緒に被災した自宅を見て回り、令和2年12月ころにリフォーム契約を締結させた。工期は令和3年3月末、契約金額は約400万円であり、

代金は全額支払われていた。しかし、契約から1年以上が経過しても未だに工事は完成していない。筆者がリフォームの現場を確認したのは契約から1年が経過した頃であったが、現場では、石膏ボードの取り付け等が部分的に施工されているだけで、大部分が手つかずで、建築資材、工具が無造作に放置されていた。およそ人が住める状況ではなかった。同行した一級建築士は、『2か月もあれば十分に完成できる工事であり、1年もかかる工事ではない。』『完成しない理由として経済的な事情で建築資材が購入できないのではないか。』という。ただ、被災者には別の業者に依頼する経済的余力は全くない。補助金はすべてA業者への支払いに消えてしまった。被災者は『自宅がいつ完成するのか、いつ戻れるのか、心配で夜も眠れない…。』と不安そうに述べていた。

80代の被災者のケースである。この被災者も令和3年1月にA業者にリフォームを依頼した。工期は令和3年3月末、契約金額は約400万円であり、代金は全額支払った。しかし、契約から1年以上が経っても工事が完成していない。同じく、リフォームの現場を一級建築士と確認すると、先ほどのケースとは真逆に、工事はほぼ完成していた。一級建築士は『工事として90%以上完成している。』『逆にどうして工事を完成させないか疑問である。』『おそらく(わずかな)建築資材も購入できないため工事がストップしているものと思われる。』という。被災者も別の業者に依頼する経済的余力はない。いつ完成するのか不安で仕方がないが、待つしかないという。

気になる噂を別の被災者から聞いた。同じくA業者にリフォームを依頼し、契約金額を全額支払ったという。その際、A業者の社長から『これで(熊本地震の被災地である)益城の工事ができる。』と言いながら感謝されたという。それが事実であれば、A業者は既に熊本地震での復旧工事において工期遅延を生じさせており、今回、令和2年7月豪雨災害の被災者から受領した代金を熊本地震の工事に充てたことになる。A業者は被災地から被災地へと渡り歩き、悪質な

リフォーム請負工事を繰り返してきたのだろう。

また別の被災者からも話を聞いた。補助金はすべてA業者に渡してしまったので、他の業者に依頼する経済的余裕はない、A業者の施工を待つしかない、A業者が自転車操業状態であることは分かっている、自分の工事が完成するときは、別の被害者が出ていることもわかっているが他にしようがないと。A業者に依頼を継続する限り、別の被害者が出なければ、自宅のリフォームは完成しない。A業者のしていることは実に罪深い。

A業者の一連の工期遅延をみると、契約した時点で既に経済状況が相当悪化し、受領したリフォーム請負代金を他の工事に回すなど自転車操業状態に陥っていて、工期遅延を繰り返していたものと解される。

(2) 常習的な施工不備

次は施工不備を常習的に繰り返していたケースを紹介する。

60代の被災者のケースである。被災者はA業者にリフォームを500万円で依頼したが、排水管に必要な傾斜がなく、適切に排水ができない他、幾つかの施工の不備があった。改善を求めたが、A業者は対応しなかった。A業者については施工不備に関して複数の苦情が寄せられていた。

ある被災者はB業者にリフォームを600万円で依頼したが、凹んだシステムキッチンの納品、クロス汚れ、床面の不自然な盛り上がり等の不具合があった。B業者に修繕を要請したが、B業者はまったく対応しなかったという。その他、見積書に記載された工事内容に未施工な箇所が複数あり、代金は支払い済みだが、未だに施工されていない。B業者にも施工不備について複数の苦情が寄せられていた。

B業者が施工に携わった結果、違法建築物を作出している事案も生じていた。ある被災者もB業者にリフォームを依頼した。依頼した当時、行政には既にB業者の被害の情報が多数寄せられていたが、被災者はまったく知らなかった。自宅を訪問したB業者に勧誘され、依頼することにしたという。B業者との協議

で、従前の建物にベランダを取り付け、洋室を増設することにし、リフォームには増築部分があった。建物は準防火地域にあり、増築には確認申請が必要であったが、B業者により確認申請を経ないまま工事が行われた。被災者はそういった事情はまるで知らなかった。B業者の対応に様々な不信感をもった被災者が弁護士や建築士に相談したところ、確認申請を経ないことや防火基準等の必要な基準をみたしていないことが分かった。リフォーム後の建物は違法建築物となり、建築主である被災者にも違法状態を是正する義務がある。しかし、被災者には違法状態を是正するだけの経済的余力がない。B業者の責任はあまりに重い。

A業者やB業者の一連の施工不備をみると、建物建築工事に関する基本的な知識・技術等が不足し、常習的に施工不備を繰り返していたものと解される。

(3) 被災者の復旧・復興を妨げる存在

自宅を再建される被災者の中で、無許可業者の被害にあう割合は決して大きいわけではない。多くは大手住宅メーカーや信頼ある地場の業者に依頼されているが、被災直後は、職人や資材等が不足し、こういった無許可業者が入り込む余地が生じてくる。

被災者は自然災害によってすでに大きな経済的ダメージを負っている。そういう中で悪質な無許可業者の被害に遭うと、経済的に非常に深刻な状況に追い込まれるおそれがある。被災者の経済力は様々である。元々経済的に余裕のない方が被災し、加えて悪質な無許可業者の被害にも遭った場合、経済的に回復困難な状況に陥ってしまう。中には自宅の再建を諦めざるを得ない被災者もいるだろう。まさに悪質な無許可業者は、被災者の復旧・復興を妨げる存在である。

被災地の復旧・復興を担う行政は、悪質な無許可業者に対し、必要な監督権限を行使するべきであり、かつ、現実に行使できるはずである。ただ、現実はそのではない。次は行政監督上の課題をみていきたい。

3. 行政監督上の課題

建設業法によれば行政には建設業者を指導監督す

る権限がある。無許可業者に対しては、建設業法第41条第1項に基づき必要な指導、助言及び勧告を行うことができるほか、法28条第2項に基づき都道府県知事が「建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき」や「請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき」には必要な指示をすることができる。また、同条第3項に基づき営業の停止を命ずることもできる。勿論、建設業許可を受けた建設業者に比べれば、指導監督権限を行使できる場面は限定されているものの、無許可業者に対しても法第28条第2項及び第3項に基づき指導監督権限を行使することは可能である。

事実、「悪質なリフォーム工事を行う者に対する指導・監督について」（平成17年9月30日国総建第162号）⁴⁾では、別紙2において許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督ガイドライン（以下「指導・監督ガイドライン」という。）【資料1】が規定され、無許可業者に対して適用される建設業法を列挙し、無許可業者に対する処分の考え方が示されている。

【資料1】

悪質なリフォーム工事を行う者に対する指導・監督について（平成17年9月30日国総建第162号）
（抜粋）

（別紙2）許可を受けないで建設業を営む者に対する指導・監督のガイドライン

（1）無許可業者に対しても適用される建設業法の規定について

①都道府県知事による指示処分及び営業停止処分
（法第28条第2項・第3項）

無許可業者が建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合、請負契約に関して著しく不誠実な行為（悪質、重大な手抜き工事や契約不履行等）があった場合には、当該建設工事が施工されている区域を管轄する都道府県知事が当該者に対して指示処分又は営業停止処分をすることができ

ることとされている。

(略)

(2) 無許可業者に対する処分の考え方

① 法第28条第2項に基づく指示処分，法第28条第3項に基づく営業停止処分を行う場合

一 契約締結の過程に関する法令違反

(略)

二 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

(略)

三 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより，工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは，原則として3日以上営業停止処分を行うこととする。

② 法第41条第1項に基づく指導を行う場合

上記①及び下記③には該当しないものの，工事の技術的観点や請負金額の額に照らして意味の乏しい施工を繰り返すなど，建設業を営む者として不適切と認める場合については，機動的に法第41条第1項に基づく必要な指導，助言及び勧告を行うよう努めることとする。

※アンダーラインは筆者。

各都道府県においては，指導・監督ガイドラインを参考にして無許可業者に対する指導監督の基準が定められており，例えば熊本県では，「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」（以下「熊本県の監督基準」という。）の第4・無許可業者に対する監督処分の基準【資料2】がそれである。

【資料2】

建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準（抜粋）

第1 趣旨

本基準は，建設業者による不正行為等について，熊本県知事が建設業法に基づき，監督処分を行う場合の統一的な基準を定めることにより，建設業者の行う不正行為等に厳正に対処し，もって建設業に対する信頼確保と不正行為等の未然防止に寄与することを目的とする。

第2 総則

1 監督処分の基本的考え方

建設業者の不正行為等に対する監督処分は，建設工事の適正な施工を確保し，発注者を保護するとともに，建設業の健全な発達を促進するという建設業法の目的を踏まえつつ，本基準に従い，当該不正行為等の内容・程度，社会的影響，情状等を総合的に勘案して行うものとする。

(略)

第3 監督処分の基準

(略)

第4 無許可業者に対する監督処分の基準

1 基本的考え方

建設業法第28条第2項各号の一に該当する不正行為等があった場合 当該不正行為等が故意又は重過失によるときは原則として営業停止処分を，その他の事由によるときは原則として指示処分を行うこととする。なお，個々の監督処分を行うに当たっては，情状により，必要な加重又は減輕を行うことを妨げない。

2 具体的基準

(1) 公衆危害

(略)

(2) 契約締結の過程に関する法令違反

(略)

(3) 軽微ではない工事を無許可で請け負った場合

(略)

(4) 粗雑工事等による重大な瑕疵

施工段階での手抜きや粗雑工事を行ったことにより，工事目的物に重大な瑕疵が生じたときは，3日以上営業停止処分を行うこととする。

では，現行の建設業法，指導・監督ガイドライン及び熊本県の監督基準を前提として，常習的な工期遅延や，常習的な施工不備といった行為に対する確に指導監督権限が行使されているのか。

(1) 常習的な工期遅延

ア まず，常習的な工期遅延に対し行政処分は行われ

ていない。その理由は、指導・監督ガイドラインや熊本県の監督基準をみれば明らかなように、常習的な工期遅延に関する規定が存在しないからである。工事の施工に関する規定は『粗雑工事等による重大な瑕疵』だけで、建設業者が完成させた建築物に重大な瑕疵がある場合のみ監督権限の行使が予定されている。建設業者が工期遅延を繰り返しているケースや、重大には至らない瑕疵がある工事を繰り返しているケースといった当該建設業者が悪質な施工等を繰り返している場合に監督権限を行使することは予定されていない。

勿論、各都道府県の監督基準は監督処分を行う際の「基準」に過ぎず、基準にない事項に関して行政処分を行うことが禁じられているわけではない。ただ、行政処分の公平性・適正性・公正性を担保するため、基準にない事項に関して行政処分が行われることはないのが実情である。実際、筆者が何度も協議した行政担当者もそのように明言されていた。

しかし、常習的な工期遅延についても、法28条第2項の「請負契約に関し著しく不誠実な行為をしたとき」に該当し得、適切に監督権限が行使されるべきである。「請負契約に関し」とは建設工事の請負契約に関する一切の過程をいい、入札、契約の締結、履行などすべてを含むとされており、「著しく不誠実な行為」とは建設業者が請負契約に関して社会通念上、建設業者が有すべき誠実性を著しく欠くものと判断されるものをいう⁵⁾。そもそも、常習的に工期遅延を繰り返す無許可業者は、契約で合意した工期を遵守する姿勢が全くなく、契約を誠実に履行する姿勢が微塵も存在しない。また、このような無許可業者は経済状況が悪化していることが多く、将来も工期違反を繰り返す可能性が極めて高く、発注者が害される現実的な危険がある。それゆえ、常習的に工期遅延を繰り返す無許可業者は、請負契約に関して社会通念上、建設業者が有すべき誠実性を著しく欠くものと判断されるものと解されるべきである。また、常習的に工事の遅延を繰り返している場合、必要な監督権限を行使することが、

建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することにもなり、建設業法の趣旨にも合致するのである。イ また行政指導も有効に機能していないのが実情である。

常習的な工期遅延が繰り返されていても、行政指導すら行われていない。行政指導は行政処分を前提とするものではない。無許可業者が契約の工期を守らず、それが複数の工事で見られるなら、契約の工期を適切に遵守するような行政指導があってもよい。それにより建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することができ、建設業法の趣旨にも合致する。

しかし、行政実務はそうではない。熊本県の担当者と協議をし、せめて必要な行政指導を求めたことがあったが、常習的な工期遅延を行政処分できない以上、行政指導も行っていないと担当者は回答されていた。行政実務上、行政処分を背景としない行政指導は現実的ではないようである。

(2) 常習的な施工不備

ア また、常習的な施工不備が繰り返されていても、重大な瑕疵がない限り、行政処分が行われていない状況である。その理由も同様に、熊本県の監督基準に常習的な施工不備が規定されていないからである。重大な瑕疵があれば行政処分の対象となるが、その程度に至らない瑕疵が複数の現場で生じ、常習的に施工不備が繰り返されていても、行政処分が行われることはない。

しかし、リフォーム・請負契約を締結した建設業者は、契約において合意した内容をすべて誠実に履行する義務があり、常習的に施工不備を繰り返す無許可業者は契約において合意した内容を完全に履行する姿勢が全く存在しない。このような無許可業者は建物建築工事に関する基本的な知識・技術等が不足していることが多く、将来も施工不備を繰り返す可能性が極めて高く、発注者が害される現実的な危険がある。それゆえ、常習的に施工不備を繰り返す無許可業者は、請負契約に関して社会通念上、建設業者が有すべき誠実性を著しく欠くものと判断されるものと解されるべ

きである。また、常習的に施工不備を繰り返している場合、必要な監督権限を行使することが、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することとなり、建設業法の趣旨にも合致するのである。

なお、民法が改正され、従前の瑕疵担保責任は契約不適合責任として整理されていて、施工不備を「瑕疵」に限定する必要はない。例えば、請負契約で定められた契約内容に関し未施工の部分があり、引き渡された建築物について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状況が複数の現場で生じていれば、常習的な施工不備としての的確に監督権限が行使されるべきである。

イ (1) イと同様に、行政指導も有効に機能していないのが実情である。

しかし、無許可業者が契約の内容を誠実に履行せず、複数の現場において施工不備を繰り返すような状況であれば、契約内容を誠実に履行する等の行政指導があってもよい。やはり、それにより建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護することができ、建設業法の趣旨にも合致するからである。

(3) 建築基準法違反等

前述の通り、悪質な無許可業者を野放しにした結果、別次元の問題を生じさせている。それが違法建築物の問題である。違法建築物については、建築基準法第9条第1項により建築主に違反を是正する責任があり、建築主である被災者も責任を免れないこととなる。被災者の置かれた状況は理不尽としかいいようがない。被災自体の被害に加え、悪質な無許可業者による被害、そして違法建築物の建築主としての責任、このような被災者は三重の苦しみを抱える結果となるが、どうして、被災者がかような苦しみを背負わなければならないのか。

4. 提案

以上のような問題や課題を前提として、指導・監督ガイドラインを改定し、各都道府県の監督基準の改訂を促すこと等の対応が必要ではないかと考える。以下、

私案を述べたい。

(1) 基準の改訂

まず、常習的な工期遅延や常習的な施工不備を適切に捕捉できる基準を早急に設け、基準を改定するべきである。

ア 常習的な工期遅延

(ア) 指導・監督ガイドラインに新たに「常習的な工期遅延」という基準を設け、各都道府県の監督基準の改定を促すべきである。

(イ) 常習性の認定であるが、後述の行政指導を前提に、行政指導後にも新たに契約を締結して工期遅延を繰り返すような場合を捕捉すれば、常習性の認定は十分に可能と考える。被害の拡大を生まないため、すみやかな行政指導が重要となる。

イ 常習的な施工不備

(ア) 指導・監督ガイドラインに新たに「常習的な施工不備」という基準を設け、各都道府県の監督基準の改定を促すべきである。

(イ) 常習性の認定であるが、同様に、後述の行政指導を前提に、行政指導後にも新たに契約を締結して施工不備を繰り返すような場合を捕捉すれば、常習性の認定は十分に可能と考える。

(2) 行政指導の指針の設定

ア 指導・監督ガイドラインに行政指導の指針を設け、特に被災時において迅速に行政指導を行い、可及的に悪質なりフォーム請負被害の発生を予防するべきであるとの指針を示すべきである。

被災地での対応はスピード勝負である。被災者は自然災害により既に経済的に深刻なダメージを負っている。悪質な無許可業者の被害にあえば、生活の再建が著しく困難な状況に陥ってしまうおそれがあり、予防こそが重要である。

イ 迅速な行政指導を行うため、例えば、複数の工期遅延や複数の施工不備が確認できた時点で行政指導を発するべきである。将来の行政処分を視野に入れ、常習的な工期遅延や常習的な施工不備が認定できるほどの調査を要求すると、迅速な行政指導が困難とな

るためである。

なお、複数の工期遅延や複数の施工不備といった事実認定調査は、契約書の確認、注文者からの事情聴取、建設現場の検証を実施したうえで、無許可業者から必要な聴き取りを実施すれば、必要な事情は確認が可能である。工期「遅延」や施工「不備」といった評価的な認定は建築士の協力を得れば実施が可能である。

ウ また迅速な行政指導を可能にするため、行政指導が想定される典型的な事案と想定される標準的な行政指導案を指導・監督ガイドライン等に規定し、各都道府県の監督基準の改定にも反映させるよう促すべきである。

例えば、次のようなものが想定できる。

(ア) 複数の工期遅延

(行政指導が想定される典型的な事案)

無許可業者が契約で定められた工期を過ぎても工事を完成させず、工事が止まっていて、かつ、そのような工期遅延が複数の契約で生じている事案。

(想定される行政指導案)

- ①契約内容を誠実に履行すること
- ②注文者に対し施工の進捗、完成の見込み等を丁寧に説明すること
- ③今後、新たな請負契約を締結するに当たり、工事の内容、規模、難易、労務・資器材の調達等の事情を十分に考慮して履行可能な工期を定めること
- ④今後、新たな契約で定めた工期を誠実に遵守すること

なお、上記行政指導の効果を改めて述べておくと、特に③④について行政指導することで、将来の工期遅延を予防する効果が期待でき、かつ、行政指導後の工期遅延が生じた場合、常習性、悪質性の認定が容易になり、法第28条第2項の行政処分を実施し必要な監督権限の行使が可能となる。

(イ) 複数の施工不備

(行政指導が想定される典型的な事案)

無許可業者が契約で定められた工事項目の履行に不備があり、補修を促しても対応せず、かつ、そのよ

うな施工不備が複数の契約で生じている事案。

(想定される行政指導案)

- ①施工の不備を補修する等、契約内容を誠実に履行すること。
- ②注文者に対し不備の補修、不適合部分の履行等の進捗、完成の見込み等を丁寧に説明すること
- ③今後、新たに建築物の施工に当たり、施工不備が生じないように施工体制を改善すること

なお、同様に行政指導の効果を述べると、特に③を行政指導することで、将来の施工不備を予防する効果が期待でき、かつ、行政指導後の施工不備が生じた場合、常習性、悪質性の認定が容易になり、法第28条第2項等の行政処分を実施し必要な監督権限の行使が可能となる。

(3) 迅速な行政指導を支える人員の確保

災害時、建設業法を所管する担当部署は、復旧・復興業務に忙殺され、おそらく行政上の指導監督を行うだけの余力がないことが予想される。特に個別の事案に関して行政上の指導監督を行うための調査を行うマンパワーが不足するものと思われる。そこで、弁護士や建築士等がチームを組み、行政指導を下支えする事実調査を行うことができないだろうか。

例えば、複数の工期遅延や複数の施工不備といった事実調査であれば、前述の通り、契約書の確認、注文者からの事情聴取、建設現場の検証を実施したうえで、無許可業者から必要な聴き取りを実施するというものであろうから、弁護士及び建築士等がチームを組んで事実調査を実施することは可能であると解する。

人員の確保については、例えば、弁護士については各都道府県等の弁護士会と事前に協定を締結する等、協力可能な弁護士を事前に確保し、事前に備えることは可能と思われる。なお、手前味噌な話であるが、法テラス(日本司法支援センター)には約200名前後の常勤弁護士がほぼ全国に配置されていて⁶⁾、かつ、アウトリーチ活動に習熟している常勤弁護士が多いので、上記調査活動の一助を担える可能性が高い。特に過疎地には多くの常勤弁護士が配置されており、過

疎地での災害時には一定の役割が果たせるものと考えられる。

(4) 調査のマニュアル化・研修

災害時に弁護士・建築士等がチームを組んで調査に当たる場合には、弁護士も建築士も普段は建設業法行政に関与しておらず、調査方法のマニュアル化も必要であると思われる。また、平時から必要な研修も実施した方がよい。

(5) 情報共有の仕組み

悪質な無許可業者による被害の第一報は、消費生活センターに寄せられることが多い。当該情報はPIO-NET⁷⁾で情報共有がなされているが、建設業法を所管する担当部署と基本的には情報共有されていないはずである。そこで、災害時には、PIO-NETに搭載された悪質な無許可業者に関する情報について建設業法を所管する担当部署にも情報共有する仕組みが設けられるのが望ましい。

またそれが難しい場合、災害時に、消費生活センターが把握した情報を、建設業法を所轄する部署が共有できる仕組みを設けるべきである。最低限の情報にせよ、①業者名、②所在地、③電話等の連絡先、④契約の内容、⑤苦情の内容（工期遅延、施工不備）等の情報の共有ができないであろうか。

(6) 被災者への注意喚起

行政が把握した情報をすみやかに被災者に周知し、注意喚起する仕組みも整備するべきである。できるだけ早く、報道、チラシ、ホームページ、回覧板等の様々な媒体を通じて注意喚起することが望ましい。高齢者の場合には情報弱者となって悪質な無許可業者から狙われやすい。令和2年7月豪雨災害でも高齢者の被害者が圧倒的に多い印象である。地域包括支援センター等の職員を通じた呼びかけが非常に重要であり、かつ、非常に効果的である。

また各種支援金の申請時に注意喚起する方法もあり得る。例えば、被災者生活再建支援金制度の加算支援金の申請の添付資料として契約書等の写しが挙げられており⁸⁾、受付窓口の職員が情報を共有していれば、事実上、被災者に対し注意喚起し、弁護士や消費生活センターへの相談を促すことも可能である。

ば、事実上、被災者に対し注意喚起し、弁護士や消費生活センターへの相談を促すことも可能である。

(7) 自治体職員のサポート

時に悪質な無許可業者は自治体等の窓口には押しかけ、長時間に渡ってクレームをつけることがある。被害の予防には自治体職員の頑張りが不可欠であるが、対応する職員の精神的負担は相当なものである。被災地の場合、その職員自体が被災者である可能性も高く、被災しながらも懸命に復旧・復興のために頑張ろうとされている中、悪質な無許可業者はそのような気持ちを挫く存在である。対応する職員を孤立させてはいけなく、無許可業者の強硬な対応には、警察や弁護士等が支援できるよう緊密に連携することが重要である。これにより対応する職員にも安心感が与えられる。

また、連携する弁護士は必要な助言を淡々と述べるだけが支援ではない。対応に当たった自治体職員を労い、その辛さ、恐怖心、怒り等といった気持ちを含め時間をかけて拝聴し、共感し、一緒に戦える環境を調整することも支援活動の一つであろうと思う。自省を込め改めて認識したい。

5. 最後に

筆者は令和2年7月豪雨をきっかけに被災地の支援活動を初めて経験した。最初は右も左も分からなかったところ、津久井進弁護士、永野海弁護士等の研修等から支援活動の羅針盤を得た。被災時の熊本県弁護士会会長であった鹿瀬島正剛弁護士が被災者の方々に向けて迅速かつ明確な発信をされる姿勢を拝見し、感銘を受けた。いずれにしても、最初は先人の真似から始め、既存の制度を理解し、使えるように努めた。ただ、既存の制度の由来を知る中で、これらの制度が所与のものではないことを知った。先人たちが各々経験した課題に真摯に向き合い、作り上げ、現在も前進させている。そういう中で、悪質な無許可業者の問題に出会った。災害には様々な表情がある。筆者が経験したことがあるなら、その経験を共有し、将来の災害に備えることが何より重要である。小さなバトンであ

っても、将来に向って、バトンを着実につなぎ、備える。それが今回、寄稿しようと思った動機である。筆者の提案は的外れなものかもしれないが、社会において課題が共有され、半歩でも社会が前進することを期待したい。

参考文献

- 1) 熊本県危機管理防災課(2022), 令和2年7月豪雨に関する被害状況について,
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/4/74612.html>
(2022/6/10)
 - 2) 熊本県健康福祉政策課(2022), 【令和2年7月豪雨】応急仮設住宅等の入居状況について,
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/27/137766.html>(2022/6/10)
 - 3) 熊本県循環社会推進課(2022), 令和2年7月豪雨 公費解体の進捗状況について
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/53/90466.html>(2022/6/10)
 - 4) 建設業関係法令集(2021), pp.995-998
 - 5) 山口康夫(2021)わかりやすい建設業法の手引 新日本法規 950ノ1
 - 6) 日本司法支援センター(2022)
https://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyo/staff_bengoshi/staff_bengoshitoha/horitsujimusyo.html(2022/6/10)
 - 7) 独立行政法人国民生活センター(2022)
<https://www.kokusen.go.jp/pionet/>(2022/6/10)
 - 8) 被災者生活再建支援法人 公益財団法人都道府県センター(2022)
<https://www.tkai.jp/reconstruction/tabid/82/Default.aspxf>(2022/6/10)
-